

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光五一〇番一
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅